

就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の算定の開始時期について

1 通常ルール

毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から算定を開始

（例）

4月15日（金）までに県民局に提出→5月から
4月18日（月）～5月13日（金）に県民局に提出→6月から

2 4月28日（木）まで受け付ける加算届

（1）前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算

就労移行：就労定着率（※2）、視覚・聴覚等支援体制、移行準備支援体制加算
就労A型：評価点（※1）（※2）、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制
就労B型：平均工賃月額区分（※1）（※2）、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制
就労定着：就労定着率（※2）、就労定着実績

※1 就労継続支援A型の評価点、及び就労継続支援B型の平均工賃月額区分は、報酬区分が変更となる場合のみ届け出を提出してください。

ただし、就労継続支援A型については、県への提出が不要の場合でも令和3年度の評価点をインターネット等で公表してください。（令和3年度中に新規指定の事業所を除く）

※2 令和4年度の基本報酬算定に係る実績の算出については、令和2年度又は令和3年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。（本取扱いの正式な通知は後日ご連絡いたします。） <別紙1参照>

（2）福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算

**（3）就労継続支援B型において、サービス費区分を以下の区分に変更する場合
<サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ） ⇔ サービス費（Ⅲ）または（Ⅳ）>**

※サービス費（Ⅰ）から（Ⅳ）については別紙2参照

新年度の提出期限

上記（1）（2）（3）にかかる加算届

4月15日（金）までに提出→4月から届出に応じた報酬単価で算定

（ 4月28日（木）までに提出→4月から届出に応じた報酬単価で算定
※ ただし、国保連データへの反映は5月以降となるため、
5月請求分は最小単位で算定となる。（翌月に過誤調整が必要） ）

注意等

- 1 5月以降は、「1通常ルール」に戻ります。
- 2 届出内容に間違いのないようお願いします。
（よくある例：様式第5号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、別紙1-1一覧表では変更している。必要書類がない）
- 3 加算に関係のない内容（代表者や管理者の変更等）は、変更届出書で変更してください。

事務連絡

令和4年3月23日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和4年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については、別添のとおり対応することを予定しております。関連通知については、後日改正後に改めて発出いたします。

各自治体におかれましては、管内の事業所への周知に御協力をお願いいたします。

[照会先]
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係
TEL: 03-5253-1111 (内線3044)

(別添) 令和4年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和4年度の基本報酬の算定に当たっては、令和3年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

サービス	実績算出の考え方	令和3年度の取扱い	令和4年度の取扱い(案)
就労移行支援	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度	① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 平成30年度、令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)	① 令和元年度、令和2年度及び令和3年度 ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)
就労継続支援A型	5つの評価項目ごとに、主に前年度の実績に応じて評価	[労働時間] ① 令和2年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 [生産活動] ① 令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度 ※それ以外の項目は、令和2年度実績で評価	[労働時間] ① 令和3年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 [生産活動] ① 令和2年度及び令和3年度 ② 平成30年度及び令和元年度 ※それ以外の項目は、令和3年度実績で評価
就労継続支援B型(工賃型)	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価	① 令和2年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① 令和3年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

令和2年度以前

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

令和4年度の取扱いは後日連絡する。

令和3年度から

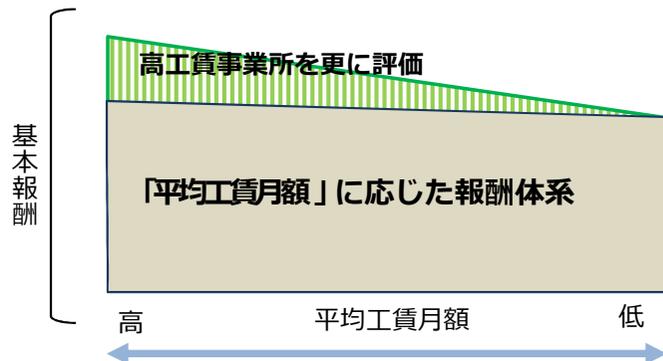
基本報酬の報酬体系の類型化

＜サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）＞

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
 - ・ 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - ・ よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5 : 1(サービス費(Ⅰ))、定員20人以下の場合の単位



＜サービス費（Ⅲ）または（Ⅳ）＞

- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5 : 1(サービス費(Ⅰ))の場合の単位

新たな加算の創設



【地域協働加算】 30単位/日

利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】 100単位/月

就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」
をもって一律に評価する報酬体系（新設）

基本報酬

地域協働加算（新設）

ピアサポート実施加算（新設）

加算